

【車検】

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、法第49条第1項に規定する点検整備記録簿（以下「点検整備記録簿」という。）の該当項目とする。	発注対象 【点検整備記録簿】 普通・特種、普通・貨物、 軽自動車
追加点検項目	基本点検項目以外の項目 ○印部分のみ実施	該当点検整備費用・・・発注対象 (○印) (注) 左記該当項目(○印)以外 の部品の交換等に係る費用 ・・・発注対象外
	エンジンオイル交換（オイル、交換作業）	
	オイルエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	デフオイル交換（オイル、交換作業）	
	ブレーキオイル交換（オイル、交換作業）	
	○ エアエレメント清掃	
	エアエレメント交換（エレメント、交換作業）	
	○ ベルト点検調整	
	ホイル脱着	
	点火プラグ清掃	
	点火プラグ交換（プラグ、交換作業）	
	車体グリスアップ	
	○ ブレーキ清掃調整	
	○ タイヤ空気圧調整	
	○ バッテリー比重点検	
	○ 灯火回り点検	
	○ 電気機器点検	
	エンジン及びシャシスチーム洗浄	
	シャシブラック塗装（塗料、塗装作業）	
その他	車検代行手数料	発注対象
	保安確認点検費用	
	車両運搬・引取納車費用	
	車検法定費用（重量税及び検査手数料）	

※ 業務完了報告時には次の書類を提出すること。

- 1 自動車検査証の写し、法定費用（重量税及び検査手数料）の領収書又は歳出精算報告書
- 2 点検整備記録簿の写し

【3ヶ月点検】

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	発注対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
その他	車両運搬・引取納車費用	発注対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し

【6ヶ月及び12ヶ月点検】

区 分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	発注対象 【点検整備記録簿】 普通・特種
その他	車両運搬・引取納車費用	発注対象

※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。

- 1 点検整備記録簿の写し